

■保管場所使用承諾証明書

自動車の保管場所（駐車場）が賃貸の場合、使用許可を得ていることを証明する書類です。

こちらは貸主（大家/管理会社等）にご記入いただきます。

- ※ 正当な権限がない人が作成すると私文書偽造とみなされ罰せられる可能性があるため、必ず保管場所の所有者や委託管理者に作成を依頼してください。
- ※ 駐車場賃貸借契約書の写しでも代用できる場合があります。
（契約書の内容により異なりますのでご注意ください）

(アパート/マンション内駐車場)

こちらの書類は申請方法が書類代行の場合でも使用可能です。

保管場所使用承諾証明書

貸主（大家または
管理会社等）に記入を
お願いしてください。